施設基準に係わる掲示事項

医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認システム導入の原則義務化を踏まえ、当該システムを導入している保険医療機関です。
マイナ保険証等の利用を通じて、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。
正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。
公費負担受給者証については、マイナンバーカードでは確認できませんので、必ず原本をお持ちください。

医療 DX 推進体制整備加算について

当院では、以下の通り医療 DX 推進の体制を整備し、活用しています。

❶ オンライン請求を行っています。
❷ オンライン資格確認を行う体制を有しています。
❸ 電子資格確認を利用し取得した診療情報を、閲覧又は活用できる体制を有しています。
❹ マイナンバーカードの健康保険証利用について、利用しやすい環境を整備しています。
❺ マイナ保険証について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示しています。

一般名処方加算に関するご案内

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。
このことにより、一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名で処方した場合は、一般名処方加算が処方箋の交付 1 回につきそれぞれ算定されます。
【一般名処方加算1】10点（後発医薬品が存在する全ての医薬品が一般処方されている場合）
【一般名処方加算2】8点（後発医薬品が存在する先発品のうち1品目でも一般処方された場合）

※一般名処方とは
お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

ご理解、協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。